

埼玉県報

第 487 号 令和 6 年(2024 年) 2 月 6 日 火曜日

目次

条例のあらまし

O 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)

条例

○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

規則

○ 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則(刑事総務課)

告示

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指 定(秩父環境管理事務所)
- 馬宮土地改良区の役員退任届(さいたま農林振興センター)
- 〇 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- O さいたま都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- O さいたま都市計画道路事業の事業認可(道路街路課)
- 運転免許証作成システムの賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 一般国道 140 号の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 県道長瀞児玉線の供用の開始(本庄県土整備事務所)

本号で公布された条例のあらまし

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の 一部を改正する条例 (埼玉県条

例第四号) (人事課)

一趣旨

地方自治法施行令の一部改正に伴い、 規定の整備をするための改正

二内容

地方自治法施行令の 一部改正に伴い、 同令の引用部分について規定を整備

三 施行期日

令和六年四月一日

条

知事等の する。 損害賠償責任の一部免責に関する条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例をここに公

令和六年二月六

日

布

埼玉県知事 大 野 元

埼玉県条例第四号

号」に改め、同条第二号中「第百七十三条第一項第二号」を「第百七十三条の四第 項第二号」に改める。 第 知事等の損害賠償責任の 一条第一号中「第百七十三条第一項第一号」を「第百七十三条の四第一項第一 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 一部免責に関する条例 \mathcal{O} 一部を次のように改正する。

削

Jの条例は、令和六年四月一日から施行する。

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する 規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和 29 年埼玉県公安員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「刑事訴訟法第199条第2項」を「刑事訴訟法第199条第1項」に改め、「司法警察員」の次に「及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

埼玉県告示第百九号

号)第二十八条第一 埼玉県土砂 和六年二月 \mathcal{O} 排出、た 六 日 項 0 V 規定に 積等 \mathcal{O} ょ 規 り 制 12 関 土 砂 す 搬 る条 入 禁 例 止 伞 区 成 域 十四四 を 次 年 \mathcal{O} とお 埼玉県条例 り 指定 第六十 した。

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和六年二月十一日から令和六年八月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

九番 + +八百三十 百 七 八百四十四 百二十 百三番 九番 八番 百 埼 玉 八百 + 八 十八 地 県 六番 先 番 地 四十 六 秩 \mathcal{O} 百三十 先か 番一 番、 番、 父市 土 か ら同字 地 地 七番二、 八百四 先か 地 先 八 田村 5 九番 百二 同 八 字 カン 百 字 5 同字上 上ノ 八百四 十五 三十 5 上 台八 七 1 同 八百三十 台 字上 番、 - 六番二、 番、 台七 百 ノ 八 + 八 八百 百 四十七番一 台 百 ノ 台 八番 百二十 八百四十 兀 八 -九番二、 + 兀 八 + 八 百三十 十六番 九 八 八 百 番 百 八 兀 番 番二、 四十 地先までの 八番地先ま +地先までの -六番三、 ` 八百三十 八番地先 七 九番及び八百五十番、 八 百 八百 百 八 三 十 で及 九番三、 道 兀 ま 水路敷並 九 で及び 路 十六番二、 百三十六番十七、 九番、 番 敷並 び 同 字上 同 び び 八百三十九 八 七 字上 に に同字諏 百三十 百 八百四十 ノ 同 八十 台七 字上 同字 ノ 台 四番 九 訪平千 一ノ台 番四、 百 上 八 番 百三 七番 百 ノ +七 台

埼玉県告示第百十号

あった。 馬宮土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名 氏

理 事 諸 井 幸 埼玉県さいたま市西区大字土屋二百四番地 所

住

埼玉県告示第百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法 (昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字新光二二二番、二二六番

一 保安林として指定された目的

群地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第百十二号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

作業種類

ふじみ野市

_

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

ふじみ野市内

作業期間

兀

令和五年十一月六日から令和六年三月八日まで

埼玉県告示第百十三号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百三号 宮前三橋線

三 事業施行期間

令和六年二月六日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目及び六丁目地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第百十四号

事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 都市計画

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・二十三号 中山道

三 事業施行期間

令和六年二月六日から令和十二年三月三十一日まで

イ 収用の部分

兀

事業地

奇玉県さい

埼玉県さいたま市浦和区岸町 四丁目、 六丁目及び七丁目地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第百十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年二月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量運転免許証作成システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和5年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
- 5 落札金額 23,446,808円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年10月31日

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、 令和六年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸

<u></u>	
一 般 国 道 百 四	路線
十 号	名
係図面に表示する部分に限る。) 至七五四番九地先まで(ただし、関 番一地先から同市荒川久那字本平沢 秩父市荒川久那字下モ屋敷三七七五	供用開始の区間
令和六年二月六日	供用開始の期日
五・〇〇メートル 開始である。 一部供 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一 一 一 一	備考

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

び埼玉県本庄県土整備事務所におい その関係図面は、 令和六年二月六日から三十日間埼玉県県 て一般の縦覧に供する。 土整備部道路環境課及

令和六年二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

長瀞児玉線	路線名
面に表示する部分に限る。) 九〇一番一地先まで(ただし、関係図一地先から同市児玉町小平字下河原本庄市児玉町小平字下河原本	供用開始の区間
令和六年二月七日	供用開始の期日
六三八・五〇メートル 第三号で告示した道路予定区 第三号で告示した道路予定区 県本庄県土整備事務所長告示平成三十年十月九日付け埼玉	備考